

富士見市空家利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家の利活用を促進し、空家の利活用事業による地域コミュニティの活性化等を図るため、空家を利活用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、1年以上居住され、又は使用されていないものをいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により、当該空家の売却、賃貸を行うことができる者をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該空家を利活用するに当たり所有者等全員の同意（所有権以外の権利者の同意を含む。）を得ているもの
- (2) 昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、当該日より前に基準法第6条第1項の確認を受けたものであって、現に当該日以後に着工される建築物に適用される耐震基準による耐震性と同等の耐震性が確保されているとき、又は補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）により耐震性を確保するときは、この限りでない。

- (3) 基準法の規定に明らかな違反がないもの
 - (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
 - (5) 富士見市空家等対策計画の対象地区内にあるもの
 - (6) 公共事業の補償の対象となっていないもの
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行うために補助対象空家に対して工事を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 所有者等
 - イ 補助対象空家を賃借又は購入しようとする者
 - (2) 当該補助対象事業について、国、本市その他のホームページへの掲載等、事例として紹介されることについて了承できる者。この場合において、補助対象者が前号イ（補助対象空家を賃借しようとする者に限る。）に掲げる者であるときは、あらかじめ所有者等の同意を得なければならない。
 - (3) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条各号に規定する税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していない者
 - (4) 次条の市長が認めた事業に合致する目的で補助対象空家の利活用を10年以上継続する意思のある者
- (補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、空家の改修工事を行い、空家を利活用する事業であって、地域コミュニティの活性化等に資するものとして市長が認めたものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる工事に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 工事台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事
- (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修工事

- (4) 屋根又は外壁等の外装の改修工事
- (5) 増改築工事
- (6) 用途の変更に伴い法令上必要となる工事
- (7) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事に要する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 本市で実施している同様の助成制度等の対象となる工事
 - (2) 家電製品その他の物品の購入及びその設置工事
 - (3) 蓄電池の設置工事及びその付帯工事
- (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、80万円を限度とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりする。

- 2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、1月31日とする。
- 3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象空家の案内図
- (2) 補助対象空家の登記事項証明書又は固定資産資産証明書
- (3) 所有者等であることを確認することができる書類
- (4) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (5) 補助対象空家の現況写真
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 補助対象空家が1年以上居住され、又は使用されていないことがわかるもの
- (8) 補助対象空家の所有者等全員から得た同意書
- (9) 補助対象空家を賃借又は購入する場合には、賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(事業内容の変更等の様式等)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第7号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第10条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第12号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 補助対象空家の利活用を開始したことがわかるもの

(3) 領収書の写しその他支払を証する書類

(4) 工事完了写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金等確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第13条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第14号のとおりとする。

りとする。

(交付決定の取消しの様式)

第14条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第15号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第15条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第16号のとおりとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。